

業 務 委 託 設 計 書

				設計	検算	検算	照合	係長	課長補佐	課長
第	号									
令和	会計種別	款	項	目	所属	設計	提出	請負		
7 年度	一般会計	土木費	都市計画費	街路事業費	安芸区地域整備課	7.11	7.11	一般競争入札		
業務金額	業務名				業務場所		工期			
金 円	山の手線用地測量業務（7－1）				安芸区船越四丁目		契約締結日から令和8年3月31日まで			
施 行 理 由										
本業務は、下記のとおり委託するものである。										
設 計 概 要										
調査業務		1 式								
測量業務		1 式								
書類の作成等		1 式								

設計書

[illegible]

用地測量業務仕様書

- 1 本仕様書は、山の手線用地測量業務（７－１）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙図面の区域とし、道路用地の分筆買収及び全筆買収を目的とする。
- 3 本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市職員と連絡を密接にとりながら作業を進めるとともに、作業内容等の報告を行うこと。
- 4 本仕様書等に明示していない事項又は明示された内容に疑義が生じた場合は、本市職員と協議すること。
- 5 本業務において知りえた事項を漏らしてはならない。
- 6 本業務は、契約締結者（受注者）が見積積算した額により契約するものであり、原則として変更契約は行わない。

ただし、業務の履行状況により、設計図書で明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたり、新たに作業項目を追加せざるを得ない状態が生じるなど、やむを得ない事由が生じた場合は、変更契約を行うことがある。
- 7 境界の立会日時等の調整については、契約締結者（受注者）において行うこと。
- 8 本業務において、次の成果品を資料として貸与する。
 - ・山の手線修正設計その他業務（２８－１）報告書
 - ・山の手線道路予備設計その他業務（６－１）報告書
 - ・その他関係資料
- 9 成果品の作成に当たっては、道路交通局用地部東部地区担当に成果内容の確認を受けること。

また、成果内容に誤りがあった場合又は精度に欠けると認められた場合には、検査に合格した後においても修正又は再測量を行うこと。
- 10 本業務委託期間内において、成果品の一部の提出を求める場合がある。その場合は、本市調査職員が別途指示する。
- 11 成果品については、次のとおりとする。
 - (1) 土地登記簿調査表
 - (2) 権利者調査表
 - (3) 法務局備付公図及び地積測量図の写し
 - (4) 官民境界確認書（関係者の調印済み）
（官民境界確認書と民民境界確認書を分離すること。）
 - (5) 民民境界確認書（関係者の調印済み）
 - (6) 地形図（所在図）
 - (7) 地積測量図
 - (8) 現地調査書
 - (9) 測量成果品一式
（観測手簿、多角点計算書、境界点計算書、面積計算書、用地平面図・断面図）
 - (10) その他（本市職員が指定した必要書類等）

成果品の提出は、製本したもの２部（うち１部コピー）及び原図一式（作成図面）各１部（作成図面については、電子データ*（DWG 及び SFC 形式）を CD で１部提出）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

い。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

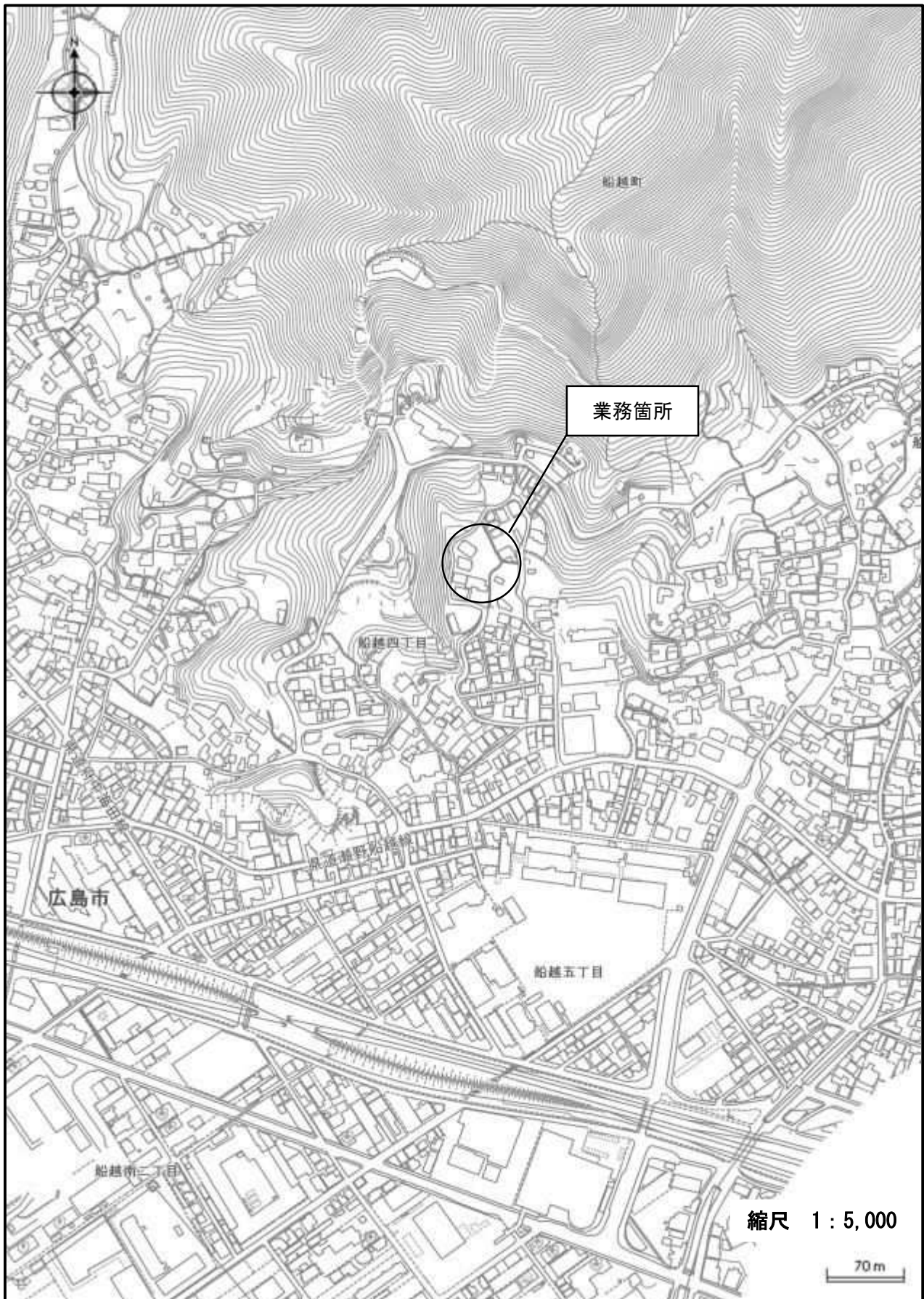
第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者を指す。

位置図



平面図

